

仕様書

1 業務名

世界海洋プラスチックプランニングセンター旅行商品造成業務委託

2 目的

世界海洋プラスチックプランニングセンター（以下、PLAPLA という。）を訪れた方に唐津・玄海エリアの海洋プラスチックの現状を知ってもらうとともに、PLAPLA の令和 8 年 6 月（予定）オープンに向け、来県するインバウンド観光客や修学旅行生等をターゲットにこの問題に対する認識を深めてもらうため、誘客に必要な各種商品を造成し、一人一人の行動変容を促す。

3 本業務委託の内容

（1）新たな観光コンテンツとしての旅行商品造成

- ・造成する旅行商品の主たるターゲットは、一般団体、修学旅行（県外向け中・高生）、インバウンド、企業研修の 4 類型とすること。
- ・造成する旅行商品は、観光コンテンツタリフ又は OTA 向け掲載情報票にまとめ、各類型ごとに 1 パターン以上の旅行商品を造成し、合計 5 パターン以上とすること。
- ・造成に当たっては、各類型ごとにモニターツアーを実施し、実証を行うこと。モニターツアーの実施に当たっては、（一社）佐賀県観光連盟と協議すること。
- ・造成する旅行商品は、地域で事業者等が連携して、地域に根差し、継続的に実施するツアー・体験等の観光コンテンツを造成する取組であり、かつ地域の産業連携を通じて観光消費拡大を図るために、必要な関係機関との連携を図ること。
- ・修学旅行に関して、探求学習のテーマとなった場合に備え、想定される探求学習の課題に係る傾向を示すこと。

（2）販路構築

- ・造成する旅行商品の販売を想定した運営体制を整備し、各類型ごとに具体的な販路を構築すること。
- ・今後の販路構築等に活用できるよう、マーケットごとの具体的な動向や傾向を示すこと。
- ・造成する旅行商品を、構築した販路ごとに、開業後入場者数等の定性、定量的な参考目標値を示すこと。

（3）納品物等

- ・（1）、（2）の内容を記載した実績報告書を提出すること。なお、実績報告書には造成した観光コンテンツタリフ又は OTA 向け掲載情報票を添付すること。
- ・インバウンド向け観光商品に係る観光コンテンツタリフ又は OTA 向け掲載情報票については、日英両語に対応すること
- ・上記の納品物は、令和 8 年 2 月 20 日（金）までに納品すること。

（4）著作権等

1. 当該委託業務の執行にあたり必要となる著作権の処理は、受託者が関係団体と協議の上、適切に行うこと。

2. 受託業者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は県に帰属するものし、県がこれらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるよう著作権法第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこと。
3. 制作物の中に第三者が著作権等を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者等と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
4. 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

4 委託業務実施体制

(1) 実施体制

- ①委託業務の実施にあつては、佐賀県と十分協議するとともに責任者を明確にし、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ②外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮統計を明確にすること。

(2) 打合せ・報告に関する要件

- ①受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、佐賀県との打ち合わせ・報告等を主体的に行うこと。

5 本業務委託の契約期間

契約締結の日から令和8年2月28日（土）まで

6 契約上限額

6,000 千円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

7 本業務委託の完了報告

委託業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

8 本業務委託の委託料の支払

完了払

9 その他

- (1) 本業務委託にあたっては、県と綿密な連絡をとり、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定する。